

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の極大化を目指して、機能的な経営体制の整備と責任の明確化を図るとともに、株主をはじめとする

- (1) 経営戦略及び経営計画が、当社グループの企業理念及び経営基本方針に沿ったものであること。
 - (2) 経営戦略及び経営計画の策定にあたって、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等の向上のために具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うこと。
 - (3) 持続的成長に向けて、設備投資、M & A、人材育成、技術開発等の戦略的投資を積極的に加速させると同時に、主要食糧の安定供給という社会的責任を十分に勘案し、資本効率の向上と財務の安定性のバランスを取りながら、企業価値の創出を念頭に、資本コストを安定的に上回る収益性の確保・向上と適切な株主還元を努めることを資本政策の基本方針とすること。
- なお、上記内容は、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1(5)にも記載しております。

[3]「日清製粉グループ 中期経営計画2026」(原則3 - 1-1、原則1 - 3、原則5 - 2)

1 基本的考え方

経営戦略の実行力を高めるとともに、すべてのステークホルダーを大切に、世の中から信頼される企業を目指すための基盤として人材戦略を推進します。

5 環境政策

2050年に自社拠点におけるCO2排出実質ゼロ、2030年度までにグループの自社拠点で2013年度比で50%削減することを中長期目標として設定しており、これら環境目標の達成に向けて、オンサイトへの最大限の省エネ設備及び再生可能エネルギー設備の導入を行うとともに、オフサイト(当社グループ以外)の設備からの再生可能エネルギー電力の調達も検討しています。

6 資本政策

小麦粉をはじめとした主要食糧の安定供給という社会的責任を十分に勘案し、資本効率の向上と財務の安定性のバランスを取りながら資本構成を適切にコントロールしていきます。中期経営計画の期間中(5年間)に得られる営業キャッシュ・フロー等を積極的に成長投資に活用し、EPS(1株当たり純利益)の成長を継続していきます。また、株主還元については、配当性向40%以上を保持し、増配はタイミングを見据えて常に積極的に検討していきます。

(1)EPSの成長、適切なTSR実現

稼ぐ力、売る力を高めて事業成長を進め、事業ポートフォリオの再構築による選択と集中を図るため、積極的な戦略投資(設備投資、M&A、研究開発、デジタル、人材育成等)を促進し、EPSの成長を継続していきます。その結果として株主からの信頼を受けた株価を形成し、適切なTSR(株主総利回り)を実現します。

(2)連続増配の旗印は取り下げるものの、増配は常に前向きに検討

配当性向40%以上を保持し、減配はできる限り回避するものの、常に増配をしていくことを前提にはせず、業績を踏まえて配当水準を決めていきます。ただし、EPSの成長を目指していく中で、増配はタイミングを見据えて常に積極的に検討していきます。

(3)社会的責任を踏まえ、財務安定性を確保

当社グループ事業の社会性を勘案し、激甚災害を踏まえた事業継続等も考慮した財務の安定を図ります。政策保有株式については、業務提携や共同事業の強化等の取引関係の構築を踏まえつつ見直しを行います。事業ポートフォリオ再構築とあわせ、適切な投下資本管理を通じ、財務の安定性を確保したうえで、資本効率の向上を目指します。

【4】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針(原則3-1-2)

本報告書の末尾に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を添付しておりますので、ご参照ください。

【5】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方(補充原則4-11-1)

当社の取締役会については、持株会社専任で当社グループ全体を統括する各機能を担う取締役、主要事業の市場環境及び経営に精通し、主要な事業子会社の経営者の立場を兼務する取締役、独立した第三者的視点を有する社外取締役、及び取締役会における議決権を有し、業務執行の適法性・妥当性の監査を担う監査等委員である取締役から構成しております。また、海外事業経験をはじめとして様々な経歴を持つ者や女性の取締役を選任し、ジェンダーや国際性、職歴、年齢を含む多様性を確保しているものと考えております。

なお、取締役の専門性等の一覧(スキルマトリックス)を当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/>)において開示しております。

また、取締役の多様性等に関する考え方については、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」5(2)(3)(6)(7)に記載しておりますので、ご参照ください。

【6】取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続(原則3-1-4、補充原則4-1-3)

経営陣幹部(業務執行取締役、執行役員及び主要な事業子会社の社長等をいう。以下同じ)の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」5(2)(3)(6)(7)(9)、6(2)(3)に記載しておりますので、ご参照ください。また、経営陣幹部の選解任には、独立社外取締役が参加した取締役会の決議を経ることとしているほか、経営陣幹部の育成計画の策定・運用にも取締役会が主体的に関与し、後継者候補の育成が計画的に行われるよう、適切な監督を行っています。加えて、代表取締役の選解任については、独立社外取締役全員により構成される指名報酬等諮問委員会においても、協議することとしております。

【7】取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明(原則3-1-5)

1 経営陣幹部としては現在、(1)グループ全体を統括する各機能を担う持株会社専任の業務執行取締役及び執行役員と、(2)事業子会社の状況を適時・適切に把握してグループ経営に反映し、事業子会社を効率的に監督する主要な事業子会社の経営陣とが選任されております。

2 当社の社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)としては現在、企業経営者として豊富な経験・知見がある方、社会公益的な立場等において豊富な経験・知見がある方、企業金融に関する高度な専門性を備えた方が選任されております。

3 当社の監査等委員としては現在、日清製粉グループの状況に精通し広範にわたる経験を備えた常勤者のほか、リスク管理やコンプライアンス・法務に関する高度な専門性を備えた方、財務・会計に関する高度な専門性を備えた方が選任されております。

4 社外役員の選任については、個々の選任理由を本報告書の「II.1.機関構成・組織運営等に係る事項(取締役関係)会社との関係(2)」(社外取締役)に記載しております。

社内役員の選任理由につきましては、以下のとおりです。

瀧原賢二

瀧原賢二氏は、製粉事業に関する豊富な経験・実績を有することに加え、当社社長として持株会社の経営を牽引してきたことから、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、取締役として適任であると判断いたしました。

増島直人

増島直人氏は、総務・人事や経営企画・海外事業等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、取締役として適任であると判断いたしました。

【12】取締役会が経営陣に委任する範囲とその概要(補充原則4 - 1-1)

取締役会が経営陣(業務執行取締役、執行役員及び主要な事業子会社の取締役をいう。以下同じ)に委任する範囲等については、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」5(4)に記載しておりますので、ご参照ください。

当社取締役会の決議事項及び報告事項は、当社グループとしての企業価値の極大化、経営資源の配分、当社グループのコンプライアンスに関わるもの等の重要な事項、決算関係事項、重要な事業活動に関する事項(重要な事業の拡張、縮小等)、重要な投融資や支出に関する事項その他会社法に定める事項とし、当社及び各事業子会社の取締役会規則においてその旨を明確にしております。また、会社法の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。なお、決裁規程等により取締役会から経営陣幹部にその判断を委任する事項と手続を定めております。

取締役会における決議事項の範囲は、経営戦略及び経営計画等について建設的議論を行う時間を確保すること、迅速・果敢な意思決定を行うこと、必要な情報が取締役会に提供されることなどの観点から不断の見直しを行います。

【13】独立社外役員の有効な活用と任意の仕組み等(原則4 - 8、原則4 - 10、原則4 - 13、補充原則4 - 10 - 1)

独立社外役員の有効な活用等については、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」7(3)、8(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

当社は、現在6名の独立社外取締役を選任しておりますが、独立社外取締役と取締役社長等との定期的な会合を持つなど、情報交換と認識共有を図っております。さらに、当社は、各独立社外取締役に対し必要な情報提供を行っており、各独立社外取締役からも取締役社長等に対して意見が述べられております。

また、社外役員間の情報交換を図る目的に加え、代表取締役及び社外役員の指名並びに経営陣幹部の報酬の考え方に係る取締役会の機能の客観性を向上させるため、独立社外取締役の全員が参加する指名報酬等諮問委員会を設け、その助言を得ております。さらに、社外役員による能動的な情報収集を支えるため、取締役会に付議する議案について適切な時期に事前説明を行っております。

なお、指名報酬等諮問委員会の構成員、権限及び役割については、本報告書の「1.機関構成・組織運営に係る事項[任意の委員会]」をご参照ください。

【14】取締役に対するトレーニングの方針(補充原則4 - 14-2)

取締役に対するトレーニングの方針は、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」8(5)に記載しておりますので、ご参照ください。

当社は、取締役に、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として必要な知見を習得するための機会を提供しております。具体的には、弁護士をはじめとする専門家や有識者による、会社法やコーポレートガバナンス等に関する勉強会を企画しております。また、業界を牽引する立場として欠かすことのできない専門的知見の更新にも注力できるよう、費用補助も含めたトレーニングの機会の提供・斡旋を行っております。

取締役は、それらの機会を活用しながら、自己の役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。

【15】外部監査人の選定・評価基準等(補充原則3 - 2-1)

当社は、会計監査人の選定及び評価について、独立性、職務遂行体制、内部管理体制、ローテーション体制、グローバルな監査体制、外部評価の状況、期中の監査実施状況、監査報酬等を踏まえた選定基準及び評価基準を策定しております。

【16】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針(原則5 - 1)

株主との対話に関する方針等については、本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」4に記載しておりますので、ご参照ください。

【17】株主構造の把握(補充原則5 - 1-3)

当社は、株主総会前その他定期的に、当社の株主構造の把握に努めております。

【18】政策保有株式(原則1 - 4)

1 当社は、食の安全・安心を担う食品業界において、製粉業を基盤に持ち、小麦粉をはじめとする製品の安定供給を重要な使命として捉えております。そのため当社には製造・販売等の過程における取引先企業との長期的・安定的な取引関係の構築・強化が必要不可欠であると考えております。

政策保有株式の保有は、こうした取引先企業と信頼関係を構築しつつ取引を実現・継続することにより中長期的に当社グループの企業価値向上に資するものであると考えられる場合に、行うこととしております。具体的には、業務提携・共同事業の円滑化、強化や、長期的・安定的な取引関係の構築、強化を図る観点から、株式保有を行うことが中長期的な企業価値の向上に資するものであり合理性があると認められる場合に、政策保有を行うこととしております。

2 個別の政策保有株式について、保有目的が適切であること、及び取引状況や収益・財務状況、株主還元、信用度等を確認の上、保有に伴う便益やリスクと資本コストの比較等を行い、中長期的視点から、保有の適否を毎年取締役会において検証することとしております。

検証の結果、保有合理性がないと判断された株式については縮減を図ってまいります。

3 政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先企業の事業環境、決算内容、中長期的な経営戦略等を確認するとともに、当社グループとしての保有意義、合理性等の観点から議案の内容を精査の上、必要があれば取引先企業と対話を行った上で、賛否を決定いたします。

【19】資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

資本効率を意識した経営の推進について、2023年3月期決算説明会にて公表しております。

2023年3月期決算説明会資料をご参照ください。

<https://pdf.irpocket.com/> 榊鋳裁威及ます 資本諺楯 睿 数

また、株主に対する受託者責任を全うする観点から、取締役会はその必要性と合理性について十分に検討し適正な手続を確保するとともに、株主に対する十分な説明を行っております。

【21】関連当事者間の取引(原則1 - 7)

当社と当社取締役との間の利益相反取引や競業取引については、当社や株主共同の利益を害することのないよう、会社法の定めるところに従い取締役会の承認を得るものとしております。関連当事者間の取引についての詳細は本報告書の末尾に添付の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」11に記載しておりますので、ご参照ください。

【22】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮(原則2 - 6)

当社の退職年金制度は、主として確定拠出企業年金を採用しているため、財政状態に影響を及ぼすような企業年金積立金の運用はありません。

【23】サステナビリティについての取組み等(補充原則3 - 1-3)

1. サステナビリティについての取組み

当社では、サステナビリティ課題に対する取組みを経営の最重要課題の一つとして位置づけております。2019年に「安全で健康的な食生活の提供と責任ある消費者コミュニケーション」・「安定的かつ持続可能な原材料の調達推進」・「食品廃棄物・容器包装廃棄物への対応」・「気候変動及び水問題への対応」・「健全で働きがいのある労働環境の確保」を経営において優先して取り組むべき当社グループの「CSR重要課題(マテリアリティ)」として特定し、「環境課題中長期目標」等の目標を設定し、リスクと機会の観点からグループ全体で取組みを推進しております。

サステナビリティに関する重要事項については、取締役会で協議、決議を行い、また、社会委員会で「CSR重要課題(マテリアリティ)」の進捗確認やサステナビリティに関する新たな課題等について協議を行い、グループ各社での実践に向けた施策を推進しております。

当社は、2021年に、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)による提言に賛同しており、今後も、気候変動への対応をより推進するとともに、TCFDの枠組みに基づき経営戦略・財務計画を含めた情報開示について継続的に取り組んでまいります。

当社グループの環境課題中期目標:<https://www.nisshin.com/csr/environment/target.html>

女性の活躍の方針・取組みに関しては、本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況(その他)及び当社ウェブサイト(働きがいのある職場づくり / ダイバーシティ)に記載しております。今後も取組みを更に強化して母集団を充実させることで、女性社員及び女性管理職の着実な増加を図り、女性役員への登用を目指します。

また、当社グループは、2002年に定めた「企業行動規範」のなかで、「人間性の尊重」を規範の1つに掲げ、特に従業員に対しては、能力が十分に発揮できる場を提供すること、人材育成にあたり社員の“個”を尊重すること、職場の安全と衛生の確保に努め快適で働きがいのある職場環境をつくっていくこと、そして人事面での処遇についても個人の適性・能力を尊重した公平な取り扱いに努めることを定めています。

多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境の整備については、

当社グループの統合報告書(<https://www.nisshin.com/ir/reference/integrated/>)40ページ以下をご参照ください。

当社は、国籍・性別・年齢を問わず、人材の採用及び管理職への登用を行っております。女性・外国人・中途採用者の管理職における割合につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/csr/society/employee/diversity.html>)に開示しております。今後も、中途採用者及び外国人を含め、社員の個人の適正・能力を活用して、中核人材の登用等における多様性の確保の強化に一層努めます。

なお、環境・社会・ガバナンスの各項目におけるデータを「CSRファクトブック」としてとりまとめ、レビューとともに開示しております。

CSRファクトブック：<https://www.nisshin.com/csr/factbook.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	44,554,100	14.97
日本生命保険相互会社	19,387,827	6.51
山崎製パン株式会社	16,988,986	5.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	16,290,100	5.47
株式会社みずほ銀行	10,447,048	3.51
農林中央金庫	6,932,848	2.33
丸紅株式会社	6,284,571	2.11
全国共済農業協同組合連合会	4,455,000	1.49
日清製粉グループ社員持株会	4,009,439	1.34
株式会社三井住友銀行	3,909,876	1.31

暁 珍 恣 椀 擲 擗 襪 3 Ä 艳 壤 9 伞 鋼 鵝 厂 跡 恂 得 捌 ㄥ 餽 餽 俩 乍 釵 讀 霏 一 踴 龜

ーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー12	392	0.13
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ポールスブリッジ ポールスブリッジパーク 2 1階	931	0.31
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	2,672	0.88
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N. A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	2,924	0.96
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユークー) リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,125	0.37
計	-	11,742	3.86

3 2021年1月8日付で公衆の欄 24 1月8日納 考

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伏屋 和彦				大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役として適任な方と判断いたしました。同氏には、引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考えております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
永井 素夫				金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役として適任な方と判断いたしました。同氏には、引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考えております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
遠藤 信博			同氏は過去に日本電気株式会社の代表取締役等を務めており、当社は同社との間でソフトウェアのライセンス提供等の取引がありますが、現在同氏は同社の業務執行者でなく、また当社と同社の取引額は両社の年間連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役として適任な方と判断いたしました。同氏には、引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考えております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
富田 美栄子				弁護士としての高い専門性と企業法務に関する豊富な経験に基づき監査等委員である社外取締役として主に適法性の観点から適切に監査・監督を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断いたしました。同氏には、引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考えております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
安藤 隆春				警察庁等において要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断いたしました。同氏には、引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考えております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
金子 寛人				公認会計士として豊富な監査経験と国内外の財務及び会計に関する高度な専門的知識を有する方であり、当社のガバナンス及びリスクマネジメントの強化のため、その知識と経験に基づき客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断いたしました。同氏には、期待される上記の役割を果たしていただきたいと考えております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無



1 株式報酬

当社は、2017年6月28日開催の第173回定時株主総会において、当社の取締役に対する株式報酬制度(以下本項目において「本制度」という。)を導入することを決議しております。本制度の導入により、取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、(1)役位に応じた固定報酬(基本報酬)、(2)過去の業績に対する貢献度を反映する変動報酬(賞与)、及び(3)より一層株主価値を重視した経営の推進を図るべく将来の業績を反映する株式報酬の組み合わせで構成されております。また、本制度の導入に伴い、ストックオプションとしての新株予約権につきましては、新規の発行を現在はありません。

なお、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象とした本制度に係る報酬枠の設定につき決議しております。また、2023年5月10日開催の当社取締役会において、本制度の継続を決議しております。主要な子会社の取締役に対する本制度の導入は、各子会社の定時株主総会において、本制度の継続は、各子会社の取締役会において決議しております。

(制度の概要)

本制度は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、その役位等に応じて設定された株式報酬基準額について、一定の算定方法で算定された数の当社株式(株式交付部分)と納税対応の観点からの金銭(金銭給付部分)を毎年交付及び給付するインセンティブプランです。当社株式は、当社が拠出する金員を原資に、当社を設定した信託(以下「本信託」という。)が取得し、本信託から取締役に交付されます。本制度を通じて取締役に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間、株式交付規程に基づき譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設けることとしており、取締役は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることとなります。なお、当社の執行役員及び主要なグループ子会社の取締役に對しても、同様の株式報酬制度を導入しております。

2 賞与

当社グループの経営活動全般の活動成果を反映する連結経常利益等を指標とし、支給額は、連結経常利益の前期比増減率等に基づき前年の賞与額を増減することにより決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社の連結子会社(海外の子会社を除く。)の取締役の一部の者です。全体の付与個数の上限を株主総会で決議し、役割に応じて決定した個数を付与対象者に付与しております。

なお、株式報酬制度の導入に伴い、ストックオプションは、2017年以降、新規の付与は行っておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の前事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	202百万円(内訳 基本報酬138百万円、賞与31百万円、株式報酬33百万円)8名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	16百万円(内訳 基本報酬16百万円)1名
社外取締役 (監査等委員を含む)	60百万円(内訳 基本報酬57百万円、株式報酬3百万円)8名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、独立社外取締役からなる指名報酬等諮問委員会の協議を経て、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、1)優秀な人材確保、2)当社の規模及び事業領域に応じた適正水準、及び3)当社の中長期的企業価値向上に向けた健全なインセンティブの一つとしての機能の各要素を踏まえて設定することとし、一定の割合を、業績を反映する変動報酬部分で構成し、グループ貢献度等を考慮するとともに、中長期的なグループ基本戦略に対する貢献度も加味していくこととする。
 - ・当社の社内取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、1)役位に応じて毎月支給する固定報酬(基本報酬)、2)過去の業績に対する貢献度を反映し、原則として毎年一定の時期に支給する変動報酬(賞与)、及び3)より一層株主価値を重視した経営の推進を図るべく将来の業績を反映し、年に1回、一定の時期に支給する株式報酬の組み合わせで構成する。
 - ・社外取締役の報酬は、基本報酬を主として構成する。
 - ・役位毎の総報酬基準額は、報酬額の客観性と妥当性を担保するため、外部機関の調査結果等も参照した上で、役位毎の職責やグループ経営への影響の大きさ等を考慮したものとする。
- なお、賞与及び株式報酬については、[インセンティブ関係]をご参照ください。

職責やグループ経営への影響の大きさ等を踏まえた各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人評価は、グループ全体の業務執行を統括する者が行うことが適していると考えられることから、各取締役の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた取締役社長(瀧原賢二)が決定しております。但し、当該決定は、上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を踏まえ、かつ基本報酬及び非金銭報酬等(株式報酬)については役位別の基準額等に基づき、業績連動報酬等(賞与)については、連結経常利益の前期比増減率等に基づき行われており、報酬決定過程の適正性・客観性が確保されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局が窓口となり、取締役会の資料の配布時期にも留意し、付議される議案について事前に概要を説明しております。加えて、提案部署等の関係部署が必要に応じて事前説明を行っております。また、監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局が、監査等委員会資料の作成を行い、議案の説明が必要な場合は常勤の監査等委員又は監査等委員会事務局が対応いたします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
正田 修	名誉会長相談役	経営陣からの要請に応じて、経験及び見識に基づく助言を行っている	非常勤、報酬有	2009/6/25	定めなし

行の適法性・妥当性の監査を担う監査等委員である取締役により構成することを基本としております。株主をはじめとする各ステークホルダーの立場を尊重し、透明度が高く、迅速かつ適切に意思決定を行う経営を推進するために相応しい体制であると考えております。なお、社外取締役には、取締役会においてそれぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき、意見を述べていただいております。社外取締役の意見は株主及び当社を取り巻く一般社会の視点に立ったもので、極めて貴重な意見であり、当社の経営において参考にしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております。また、発送に先立ち当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示指針(ディスクロージャーポリシー)」につきましては、基本姿勢、情報開示方針、情報開示方法、沈黙期間、情報開示体制を定めており、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社はアナリスト・機関投資家向けに代表取締役が出席して決算説明会、第2四半期決算説明会等を実施しております。また、日常的には投資家への個別訪問、投資家との取材対応を実施するとともに、個別事業への理解を深めてもらうために工場見学会等も適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載している主な資料、内容は以下のとおりです。経営理念(社是・企業理念、経営基本方針)、コーポレートガバナンス、ディスクロージャーポリシー、長期ビジョン、中期経営計画、IRニュース、発表資料(決算短信、株主報告、有価証券報告書等)、決算説明会資料(説明用資料、参考資料、製粉業界の現状)、業績ハイライト、財務データ(BS、PL、CF)、統合報告書、株式情報、株主還元、株主優待、株主総会(招集通知等)、IRスケジュール、個人投資家の皆様へ等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任部署としてIR・SR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」の前文として企業理念・経営基本方針とともに「日清製粉グループのステークホルダーに対する基本姿勢」を定めております。ステークホルダーを「お客様・株主・社員・取引先・社会」とし、それらに対する基本姿勢を明示しております。この内容は当社ウェブサイトに掲載し、全社員に携帯カードを配布し、基本姿勢を共有化しております。また、毎年、10月をCSR推進月間としてグループ全体で実践の徹底を図っています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

CSR活動

当社は、安全で健康的な食の提供、持続可能な原材料の調達推進、気候変動への対応等を内容とする「CSR重要課題(マテリアリティ)」を特定し、経営の最重要課題の一つと位置付けており、中長期目標を設定し、グループ全体で、各課題への取組みを強化しております。また、「日清製粉グループ 中期経営計画2026」の基本方針で、「ステークホルダーとの関係に対する考え方を明確にした経営推進」「ESGを経営方針に取り込み、社会の動き

対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

〔3〕当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議等における社長・取締役・各本部を所管する執行役員等による決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- (2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

〔4〕当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- (2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- (3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- (5) 当社監査等委員及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- (6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- (7) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- (8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

〔5〕当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

〔6〕当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置き、監査等委員会監査に当たって監査等委員会事務局は監査等委員会の命を受け業務を補佐する。監査等委員会事務局員の人事異動等に関しては監査等委員会の同意を得て行う。
- (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会事務局の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無



--

ウ)当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
エ)当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
オ)当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること

5)取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

6)特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)まで

1) 決定事実に関する情報

各部署、グループ各社から取締役社長に報告された後、開示委員会に報告され、開示委員会は開示の適否を判断します。開示委員会で確認された開示の内容・手法は、原則取締役社長に報告され必要により取締役会の決議を行った上で、広報部が適時開示を行います。

2) 発生事実に関する情報

各部署・グループ各社又は各種委員会(対策本部を含む)から迅速に取締役社長に報告されるとともに開示委員会に報告されます。開示委員会(対策本部を設置する場合は当該対策本部)は開示の適否を判断し、広報部が適時開示を行います。

3) 決算に関する情報

経理財務部門から取締役社長に報告された後、取締役会の決議を経て、広報部より適時開示されます。



